

実行方法

一 社民党、総同盟、聯合會、反誼團體と協力して目的貫徹に努むる事
二 日常失業反対闘争のため、より有効なる戦術と勇気なる闘争を為す

第九 辯議案

一 労働学校設立に關する件

提議者 栗本 友部
説明者 高橋 元市

無産階級解放運動には、階級意識の鮮明即ち労働者の立場を充分に認識すると共に其の指導精神の把握と為さるべきである。戦闘的闘士の養生に重大なる要素たる事は今更喋々するまでもない。
従来の大阪に於ける労働学校は左翼清算と共に、其の指導理論も左翼的であり、現在、大阪に於ける總同盟として其の機關が存し、勿論、茶屋、講師養生等の消極的な教育方針は除々に実行されつつあり、且つ、更に積極的な教育機關の存し、事を基に遺憾とするものである。
よって、吾々は大阪聯合會に労働学校を設け、講師に現在、幹部と社会主義者、學者を招聘し、毎週二回乃至三回開校せしむる事を切望す。

実行方法

一 當大会の決議を以て、聯合會上進言し、其の實現に努力する事
二 經費共、他、委員は新役員に一任する事
三 学校は一時、聯合會の事務所にて開く事、また他に適當と認めらるる所あれば新役員に一任すること

第十 辯議案

一 完全なる労働組合法獲得之件

提議者 牛田 義春
説明者 本 部

資本家階級の政治的、経済的權力による暴虐と抑圧に対し、労働階級の生活権の擁護並に解放のため、多年團結の確立自主的組合法の獲得に闘ひ來、然るに浜口反動内閣は公約を以て社会政策も、組合法案も資本家の反対に會ひ、改革取締法に豹変し、また其上握り潰した。吾々は自ら、實力によつて、自主的労働組合法獲得に極進し、貫徹の期すべき要求と為すものである。